

12. 「新築のマンション等」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	マンション ^(注1) 月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）	
事業内容	新築の分譲または賃貸マンション等に属する駐車場 ^(注2) における基礎充電 ^(注3) のための充電設備設置事業	
申請できる方 ^(注4)	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	1／2以内
	設置工事費	定額（1／1以内）

注1：共同住宅および長屋のことをいう。

注2：マンション等の共用部の駐車場および居住者専用駐車場（マンション等内の時間貸し駐車場およびカーシェアリング用の区画等は除く。）であること。

注3：「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。

注4：申請者がマンション等の所有者でない場合は、所有者の許諾を受けていること。

12-1. 「新築のマンション等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件を全て満たすことが必要です。

【分譲・賃貸共通】

- (1) 交付申請時点でマンション等が着工前または工事中であり、竣工日（完了検査済証の発行日）が令和7年度であるマンション等であること。ただし、工事完了年月日が令和6年度以前であり、工事の遅延等により工事完了年月日が令和7年度となる場合も可とする。
- (2) 充電設備の受電元は、マンション等の共用部の配電盤、分電盤等または充電設備専用の別引込であること。ただし、当該マンション等の全戸数と同数以上の駐車場区画に充電設備を設置する場合は、各戸の分電盤を受電元とすることも可とする。
- (3) 充電設備の利用者は当該マンション等の居住者または駐車場の契約者であること。ただし、充電設備の所有者が許可をした場合は、当該マンション等の居住者または駐車場の契約者以外の利用も可とします。
- (4) 設置する充電設備は普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドであること。なお、普通充電設備と充電用コンセントまたは充電用コンセントスタンドの併設は不可とする。
- (5) 設置する充電設備は、以下の基準を満たすこと。^(注5)

充電設備の種類	普通充電設備	充電用コンセント 充電用コンセントスタンド
充電口数上限	充電口数が駐車場収容台数の 10% ^(注6) 以下かつ10口以下	充電口数が駐車場収容台数以下 かつ20口以下

【分譲の場合】

- (6) 新築のマンション等で申請者が販売事業者の場合は、竣工後に充電設備等の所有者を建設会社等から管理組合へ変更する前に、財産処分の手続きが必要となるため、センターへ報告し指示を受けること。なお、重要事項説明会等において当該充電設備の管理義務等について変更先に説明すること。

【賃貸の場合】

- (7) 賃貸マンション等の所有者が、自らの駐車場に設置することを目的としている申請ではないこと。

注5：補助金の交付を受けずに設置する充電設備は含まない。

注6：施設内の駐車場収容台数の10%を算出した際に小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げとします。

12-2. 特有の提出書類および申告内容

マンション等への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の内容に応じて以下の書類をアップロードおよび申告をしてください。

【申請に必要な書類】

12-3：マンション等であることを証する書類

【申請の内容に応じて求める書類】

12-4：住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類（分譲の場合）

12-5：管理組合から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類（分譲の場合）

12-6：賃貸マンション等で所有者から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類（賃貸マンション等の場合）

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

12-7：設置する施設等の説明

12-3. マンション等であることを証する書類

マンション等の駐車場に充電設備を設置する場合には、建築基準法第6条の規定による確認済証等で共同住宅等であることが明記されている書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《主要用途》

- ・共同住宅、または長屋であることの記載

《建築主》

- ・申請者と同一であることの記載

賃貸マンション等の申請において申請者と同一でない場合は、オンライン申請システムの「状況等報告」に相違している経緯、理由をデータ入力し、提出してください。

ただし、賃貸マンション等の所有者から許諾を受けた法人からの申請においては、建築主と所有者が同一でない場合に提出してください。

《建築場所》

- ・申請で入力した設置場所であることの記載

12-4. 住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類（分譲マンション等の場合）

新築の分譲マンションにて管理組合が発足していない場合、管理組合の発足日を確認できる書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・管理組合の発足日を確認できる書類を作成した日付の記載

《申請者名》

- ・販売事業者名の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《発足日》

- ・管理組合の発足予定日の記載

12-5. 管理組合から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類 (分譲の場合)

分譲マンション等の販売事業者が充電設備を設置することを承認したことが確認できる書類（許諾書等）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・許諾書等の作成日の記載

《賃借人》

- ・申請者名の記載

《所有者》

- ・分譲マンション等の販売事業者の記載

《設置場所住所》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載

《許諾》

- ・分譲マンション等の販売事業者から充電設備設置の許諾を受けた法人であることの記載

《期間》

- ・充電設備の設置を設置完了から保有義務期間（5年間）以上、許諾されていることの記載

12-6. 賃貸マンション等で所有者から許諾を受けた法人または居住者であることを証する書類（賃貸マンション等の場合）

賃貸マンション等の所有者が充電設備を設置することを承認したことが確認できる書類（許諾書等）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・許諾書等の作成日の記載

《賃借人》

- ・申請者名の記載

《所有者》

- ・賃貸マンション等の所有者名の記載

《設置場所住所》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載

《許諾》

- ・賃貸マンション等の所有者から充電設備設置の許諾を受けた法人であることの記載

《期間》

- ・充電設備の設置を設置完了から保有義務期間（5年間）以上、許諾されていることの記載

12-7. 設置する施設等の説明

オンライン申請システムにて以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《住戸数》

- ・設置するマンションの住戸数

《マンション所有者の居住先》

- ・賃貸マンション等の場合、マンション所有者（オーナー）の居住先

《駐車場形態および収容台数》

- ・マンションの駐車場の形態および収容台数